

慶 弔 規 程

平成 1 5 年 3 月 2 5 日 制 定

平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日 一 部 改 正

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という。）に係る
慶弔に関して定める。

(慶弔の対象)

第 2 条 慶事は、叙勲および褒賞と薬事に関する表彰、弔事は死亡を対象とする。

(慶弔金その他)

第 3 条 慶弔金等の対象者および慶弔金等は別表のとおりとする。

2 本条第 1 項にかかわらず、会長が必要と認めた場合には慶弔金等の対象とする。

(規程の改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則 この規程は、平成 2 8 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

慶 弔 規 程 別 表

種 別	対 象 者		慶 弔 金 等			
			慶弔金	供花	電報(会長名)	
慶 事 1. 叙 勲 2. 褒 章 3. 薬事に 関する 表彰	現職	会長・副会長・最高顧問	2万円		○	
		理事・監事・顧問・相談役	2万円		○	
	元職	会長・副会長	2万円		○	
		理事・監事・顧問・相談役	2万円		○	
弔 事 香典等	現職	会長・副会長・最高顧問	2万円	○	○	
		常勤役員・職員(本人)	2万円	○	○	
		理事・監事・顧問・相談役	2万円	○	○	
		委員長(本人)	1万円		○	
		会長・副会長・最高顧問	配偶者・一等親以内の親族	1万円		○
		理事・監事・顧問・相談役		1万円		○
		常勤役員		1万円		○
		職員(本人)		1万円		○
	元職	会長・副会長・最高顧問	1万円		○	
		理事・監事・顧問・相談役	1万円		○	
		常勤役員・職員	1万円		○	